

第3回 京都市歴史的景観の保全に関する検討会 議事録

- 1 日 時 平成28年3月7日（月） 午後1時15分から午後3時15分まで
- 2 場 所 職員会館かもがわ 2階 大会議室
- 3 出席者 委 員：板谷直子委員，大庭哲治委員，小浦久子委員，深町加津枝委員，
松山大耕委員，宗田好史副座長，門内輝行座長
事務局：杉浦都市景観部長，山本景観政策課長，小山田風致保全課長，
小嶋景観政策課担当課長，門川企画係長 他

4 次 第

開 会

議 題

- (1) 具体的方策（案）について
- (2) モデル地区での検証について
- (3) その他

閉 会

- 5 公開情報 傍聴者 7人
報道関係 4人

1 開会

- ア あいさつ
- イ 委員会の公開について報告

2 議題

- (1) 具体的方策（案）について
- (2) モデル地区での検証について

- ア 配付資料：「1 歴史的景観の保全に関する具体的方策について」「2 モデル地区一覧（2-1 東寺エリア，2-2 大徳寺エリア，2-3 伏見稲荷大社エリア，2-4 松尾大社エリア）の内容を説明（京都市）
- イ 案件について下記のとおり質疑応答

座 長：予定より説明に時間を使いましたが、まだ議論は十分できますので、何かご意見・ご質問はございますか。

委 員：東寺のところからですが、既存不適格も相当あるのですよね。例えば7ページの写真⑧，⑪，⑫の大きな建物は、ほぼ不適格だと見ていいのですか。何が言いたいかという、徐々に既存不適格が消えていく形でなくなっていった時にできる景観と現状の違いを見ていかないといけないということです。

もう1つ、これから厳しく審査をしていくというご提案がありましたが、どういう余地が残っているのかが見えにくいのです。

事務局：既存不適格がどこまであるかというのはまだ把握していないのですが、大体5階建てぐらいが15mのラインと想定すると、5階建てを超えるようなものが東寺さんの前で沢山あったという状況ではなかったです。

委 員：全体的に既存不適格は、私は多いようなイメージを持ったのですが、少ないですか。

座 長：高さはそうだけどデザイン基準はどうですか。

事務局：デザイン基準の既存不適格は沢山あるかと思います。新景観政策で高さ規制は強化しましたが、それ以前もここは美観地区に指定していて、15mを超える場合はかなり厳しい、それこそ美観風致審議会にかけないといけないという運用をしていました。

委 員：分かりました。大徳寺に関して言うと、境内からの眺めに引っかけた建物位置が3つ地図に記載されていますが、これはどうなのですか。

事務局：この辺りも15m高度地区になっていまして、資料2-2の写真①②の建物は15mを超えているから既存不適格かなと思います。

委 員：つまり南側にある北大路通り沿いの資料2-2の写真②と③に関しては既存不適格。

事務局：資料 2-2 の写真①②が既存不適格で、③は同じぐらいかなというところでは。

③はどちらかと言うと、大徳寺さんの北大路側の入口から樹木の合間に高い建物も低い建物も垣間見えるような状況になっているということです。

委員：分かりました。大徳寺の北大路通りの南側に関しても、東寺の九条通りの南側と同じように、大徳寺の門前の町としてあまりふさわしくない景観だということと言えるわけですね。

事務局：そうかも知れないですし、北大路通りの沿道は、大徳寺の向かいであっても北大路通りの沿道景観形成地区という地区の指定で、特に大徳寺の向かいに何かを配慮をするというものはない状況でもあります。

座長：他にいかがでしょうか。

委員：細かいことはあるのですが、何を今議論すべきかだと思います。今は1箇所ずつ、細かく規制などについて議論をするのですか。

事務局：いえ、この検討会で各モデル地区の詳細な規制のあり方とか将来像を議論していただくには十分な時間を取れていませんので、それよりも歴史的景観の保全に関する具体的方策を考えていく中で、具体事例を踏まえて新たに方策を追加していけるのではないかとということをご議論いただきたいということで資料を作らせていただきました。

座長：最初に方針として出されている目的は、大きく言えば歴史的景観の保全ということを行っているわけです。その上位プランとして歴史・文化都市創生戦略と、個性と活力があふれるまちづくり戦略を、各エリアの中でどう展開できるかというのが目的です。具体的施策が4つ挙げられているのですが、景観づくりを支援するというまちづくりと連動した話と、緊急対策として景観規制を新たに追加するものがあるという話と、もう1つは支援制度で何かないかということです。地域のタイプを4つにわざわざ分けていますが、例えば、山麓だと落差ができるから下の地面と接するところに擁壁がたくさん出てくるのではないかと。タイプによってそういう問題が生じてくるのであれば、施策として追加しなくてはいけないのではないかと。このタイプがいいかどうかは別として、議論としては個別エリアの検証をヒントとして、一般化する方向で議論も進んでいるのかなと理解はしていますが。

事務局：はい、ありがとうございます。そうですね。

資料1のまちづくりのところはまた後半でも議論いただきたいのですが、現状を見て、景観規制をもし充実させるとした場合に、京都市として考えているのは、眺望景観創生条例という眺めを守る仕組みを新景観政策の時に作りまして、現在38の眺めを指定しています。元々、市民からも追加の提案ができるような条例になっていて、追加をしていく前提のものです。

座 長：眺望景観創生条例を作った時に、委員会で検討したものが597箇所ありました。そのうち38箇所だけ指定していたので、元のデータもある筈です。そして、市民提案制度を入れました。

委 員：この検討会では、京都市全体の歴史的景観保全を大きく捉えるということもあるので、それを言うなら基本構想あたりからという感じですが。尚且つ、現行の景観政策でできること、できないこと、あるいは足りないことという境界領域もあります。まず一番注意しなければいけないのは、都市計画であるし、歴史的景観の保全を行う景観政策なので、将来どうなるかということを検討しないといけないと思います。注意しないといけないのは、100年後にお寺や神社はどうなっているのかということです。我々はまだそれほど深刻には考えていないのかもしれませんが、全国の末寺と言われる小さなお寺では無住寺院が相当増えています。神社に至っては明治維新の神社の整理の時以上の勢いで消えていくということが起こっているわけです。

今、色んな意味で神社やお寺の経営が苦しく、自身が境内地の中にマンションを建てるとかいうことも起こっています。そこまでしてでも継続しなければいけない、神社を守ろう、お寺を守ろうと努力されているわけです。如何せんこの今検討している内容は、そういう主体としてのお寺、神社があつて初めてこの議論が成り立つわけです。そこで、まずご本人であるところの神社とお寺がどう変わっていくかという議論が出てくると思います。

今は、恐らく、本体の方にご了解いただいてギリギリのところまで景観政策を既に詰められていると思います。だからこれから一步さらに踏み込んでいくとなったら、お寺や神社の立場を聞いて、今後どうするのか、今何がお困りですかというようなことを聞いて来ないといけないと思います。

東寺は以前から非常に熱心に周辺の景観のことを気にしておられるし京都市とも協議されています。大徳寺も船岡山マンション問題の時に京都市の世話になっていることもある。その辺も合わせてどういうことが起こっているか、お寺側と周辺住民側の話を聞いた上で検討すべきこともあるので、それを聞かないままにここで議論するのは、ちょっと危ういものを感じています。

座 長：「歴史的景観の保全に関する検討会」というのは、大きな流れの中で考えなければいけません。今の資料1は今年度についてここに焦点を絞ったというだけの話なので、でもそこに極限してしまうとつまらない話になってしまう可能性があるから、ここで議論の中心となっているお寺さんのご意見をいただいた方がいいかなと思います。

委 員：10年後のことは予知できませんが、ある程度予測はできるとは思います。駐車場の問題で言うと、実際少子高齢化が進んでおじいさんおばあさんが増えていて、お彼岸なんかも皆さん車でいらっしゃるわけです。しかも雨が降ったりすると、

「駐車場から歩いて来てください」なんて言うとそれはもう「来るな」と言っているのと同じことで、なかなかしづらい状態ではあります。

ただ、そういう心配は多分ここ10から20年の話だと思っています。もう少ししてパワースーツが実用化されたら年配の方が歩けないことは恐らくなくなってくるのではないとか、自動運転ができるようになればそこで降ろして勝手に車だけパーキングに入れておくことも可能になるかもしれません。そういう技術が発達してくれば、むしろ境内の中に車を入れないという話ができるかもしれませんが、そこまで先読みしろとなるとよっぽど直感の優れた人でないと難しいかなと思います。

そういう直感で言うと、大宰府の今の権宮司が私の大学の後輩で西高辻君というのですが、彼のおじいさんがすごい方で、戦後間もない時に日本の宗教界で初めてハーバードに留学されたのです。そこでヤンキースタジアムに行って、皆車で野球を観に来ているのを見て日本でも絶対将来こうなると思い、当時九州の中で自家用車が10台ぐらいしかなかった時代に千台停められる駐車場を大宰府の近くに買ったのです。しかもすごいのは、大宰府の真横に作って大宰府だけが潤ってはいけないと言って、あえて門前町の向こう側に千台停まるスペースを買ったそうです。そのお陰で今でも年間何百万人という方がいらっしゃるということを知りました。そういうビジョンを持っている人だったら考えられるかもしれませんが、なかなかそこまでやるのは難しいと思いました。

今の話とは全く関係ない話ですが、先日、妙心寺の中で町内会があった時にある方がこんなことをおっしゃっていました。お寺は基本的に朝6時までに門を開けて、大体夕方3時から5時の間に門を閉めます。そういう習わしをずっと行ってきました。でも今、妙心寺の境内は防災の工事をしていて、脇参道が使えないので、夜間も正門を開け放ち、ちょっとポールを置いておいて、中へ入る場合はそれをどけて入るのです。それまでは、門を閉めるのは当たり前というか、しなければいけないからそうしていましたが、閉めた後に門の裏側で高校生とかがたむろして煙草を吸ったり集まったりして、あまり治安的に良くなかったのです。それが、門を開けっ放しにしたら、そういう子が一人もいなくなったそうです。元々は防犯上良くないとか夜間に開けっ放しは怖いとかいう理由で、夜間はお寺の門は閉まっているものという勝手なイメージがありましたが、逆に開け放つことによって見通しが良くなって、中は見えるけれども逆に風紀が良くなったということがあり、そういう今の世の中に合ったやり方もあるのではないかと思います。

もう1つ、まただいぶ飛躍しますが、歴史的景観の保全ということでネーミングは何とかならないですか。少し前までは、例えば東寺さんだったらデラックス東寺というストリップ劇場がありましたよね。ああいう所に東寺という名前を使

われるのはもの大変イメージが悪いです。それも景観だと思います。景観といっても目に見える実際の景色だけじゃなくて全体的なイメージが大事なので、周辺地域の商業施設なり何なりが神社やお寺の名前を使うのであれば、ある程度の承諾というか、ふさわしいものに限定することはできないのかなということも思いました。以上です。

座長：ありがとうございました。やはり、神社仏閣の運営の仕方というか、それも周りと一緒に、単なる規制だけじゃなくてね。確かに開いておくと意外と人の目が監視の目になってくれるところがありますよね。

委員：皆さんのお話を聞いていて確認したいのは、今議論されているのが寺社の周辺の町ということになっていますよね。まず歴史的景観の保全といった時に、そこがなぜ歴史的意味があるのかとか、将来どういような歴史性を維持していく必要があるのか。例えば周りの建物が変わったとしてもその場所にあることの意味がありますよね。そういうところを阻害するようなことは、避けるべきだと思います。変わりながらもきちんと維持できる町として生き続けることができるようにするために、周辺に対する規制や寺社に対する規制という概念ではなく、もう少しその歴史を維持していくために何を維持しなければいけないのかということを確認して、そのためのルール作りをすることだと思います。

京都の場合、規制という言葉が景観に使い過ぎるので、「これ以上の犠牲はもう嫌だ」といった議論になると思うのですが、一見厳しそうに見えてもそれが意味のあることだったら、それは説いていかなければいけないと思います。「ここからあれが見えないとまずいでしょ」といった意味のある説き方を考えていくために、景観の歴史性や寺社の意味をもう少し議論して、各エリアの調査結果として出した方がいいのではないかと思います。既に景観地区、風致地区等様々なツールを京都市は持っていて、これ以上増やすと混乱するので、ツールを増やすよりは適切な組み合わせにしていく、そのための目標を明確にしていくことが大事ではないかと思います。

大徳寺の資料2-2の5ページに景観の指定状況が書いてありますが、この近景デザインはどこからの近景デザインですか。

事務局：これは船岡山の視点場からです。

委員：船岡山の眺望は上からの見下ろしで、ほとんど見えるはずなのに何故このように区切った近景デザイン保全区域の指定なのかよく分かりませんでしたし、何故、大徳寺側からの近景デザインがなく、今頃指定しようという話が出るのか。当初の近景デザインの使い方の目標が明確ではなく、ここでは船岡山の方の意識が強かったのでそこからの見下ろしの眺望景観保全地域が入っているのだろう。では、眺望の指定で何ができていて何ができていないのかということも、景観の議論しかされていない。実際何ができて欲しいとか何ができて欲しくないとか、そういう

ところを今後、カルテを作る時には書いていった方がいいという気がします。その時に、大徳寺さんの中からの見えということを一一般や周りの皆さんに理解しやすい形でルールを入れるのであれば、やはりそこからの眺望の指定を入れた方がいいという議論をする。というのも、他のエリアでも地区指定の使い方などで「何故？」と感ずるところがいくつかあり、その場所でどうありたいか何を守りたいかと考えた時に、既存制度の組み合わせを変えた方がいいのではと感じました。そして、組み直すために何をすべきかをこのカルテで考えるのがいいのではないかと思いました。

委員：今の話に刺激されたのですが、京都の人は他の都市と比べて規制好きだと思いますよ。ここにお寺本山がある、こういう経緯でこういう神社がある、それが日々、環境も劣化するけど記憶も劣化します。恐らくその神社とかお寺自身の活動も、こんなことを言うと失礼だけど段々変わってくると思います。それを何とか食い止めるために、自らを戒めるために、新しく規制をしなければいけない。つまり自主規制みたいなものが働きながら、何とかその場所性、京都としての意味を守っていかうというところがあるのです。祖父母はお寺に対して礼儀作法を持ってこれだけのお勤めをした。ところが親の代になったら少し衰えて、自分の代になったらもっと手を抜いている。これはいかんという気持ちになる時があるのです。その時にもう一度皆できちんと考えて、やはりお寺の周りはこちらでなくてはならないというような意識がじわじわと入ってくる。例えば何故お茶を習うか、仕舞を習うか、謡を習うかという、どこかに京都を守ると言う大げさなけど、自分自身が自分であるためにするという側面があります。自分を律する作用が京都人には強いからこの種の規制がどこかで受け入れられて、いわゆる新景観政策でも8割の市民が支持した。

それで言うと、例えばさつき大宰府天満宮のお話をされましたが、当時、平安神宮とか橿原神宮など皇紀2600年か何かで作った神社がありますが、それとは下鴨神社さんは違う。お寺も妙心寺と大徳寺はどちらも臨済だけ随分雰囲気違う。カルテに書けばいいかもしれませんが、そういうことを意識している市民がまだ沢山いるので、その人達のお寺・神社はこうあるべきだという気持ちを上手く拾ってきてそれを実現していくというのが歴史都市を残していくということだと思います。

座長：この一連の議論は、単に今見えるか見えないかというよりも、どういうイメージや意味があって、どんな風な雰囲気の景観、広い意味での景観を守りたいのかということだと思います。京都人はそういうものが大前提としてあるということですね。外の人や色々な立場の人がいるので、もしそうであれば何を守ろうとしてどうしていくのかということをはっきりさせていかななくてはならないわけです。そういう意味では、屋上屋を重ねていくというご指摘はごもっともで、今あるも

のを組み合わせていけるのであればその方がいいと思います。ただその眺めだけを守ろうとしているという形では困るなと思います。

少し時間が押しているので、この案件に関して発言されていない委員にそれぞれ順番にご発言をいただきます。

委員：経済学者は規制を嫌う傾向にありますよね。規制という手段では社会的な便益が最も高いところで確保できない。ただし、行政コストが比較的安く済むから、規制は次善の策ということかと思います。歴史的景観を保全するに当たって、喫緊の課題に対して、規制を適用することには概ね賛成で、これまでも京都で景観的な問題が生じる度に規制という政策的手段をとってこられたことには、概ね賛成できるところはあるのかなと思います。

それで、今回の方策を検討するに当たって、2つ思っていることがあります。1つは、例えば東寺ですが、用途地域の規制をかける、景観規制をかける、バッファーに指定している、これで守れないものは何なのかというのを、我々は多分想像さえできていないし、見えないと判断ができない、対策が取れないというのは少しまずいのではないかと思います。やはり、どういうものが将来的にそこに問題として生じうるのかということ想像していかないといけないと思います。もう1つは、駐車場関連です。「擁壁と駐車場の規制の充実」と記載されていますが、例えば非建築的な土地利用、ただ単に建物を壊すということに関しての景観的な視点というのは、多分この中に入っていないのではないかと思います。唯一読み取れるのが4番の「情報の入手」でしょうか。「京町家以外の重要な要素に対する対応策」で、歴史的景観が壊されるとか影響があるという情報を入手することは大事ですが、入手した後どうするのかということも、今後考えていかななくてはならないと思います。土地利用というのは常に状況が変わっていく中で、変わるに当たってどう変わるのか。ただ単に新しいものができる、残るだけじゃなくて、なくなることもあるので、それをどう考えていくのかについては、今後、検討していく必要があると思います。

委員：今まで言われていることは、価値をどう考え、それをどう共有していくかが非常に大きなことである、ということであろうかと思います。京都市は戦後に、急速に居住するエリアが広がったということがあり、それを認めつつどのように景観を規制し保全していくかというような動きでありました。私は建築審査会の方にも出させていただいているのですが、こんな山奥のこんなに安全でないような所に道を付けて家を建てることを何故許さなくてはいけないのかという気持ちになることがあります。これから人口が減少していく時代において、京都市全域の使い方というか、規制の仕方というものをもう一度再考しなければいけない時が来るのではないかと感じています。

そういうことで言いますと、例えばこの資料2-4の松尾大社エリアの一番南

側に西芳寺が出ています。西芳寺の門前の所が資料に載っていないので残念ですが、そこには第一種低層住居専用地域が舌を出すように門前まで伸びています。西芳寺から出ると目の前に斜面地があって、その上に住宅地開発が行われているという状況です。我々が今話しているのは景観地区や風致地区の指定の中での話ですが、そういうツールだけで戦おうとすると、門前の斜面地に住宅地開発がされていくことに対して、少し後ろに下がってとか、木を植えてとか、色を大人しくしてとか、そのぐらいの話しかできません。それはおかしいのではないかと思います。そういうことも含めて、第一種低層住居専用地域より厳しくということも打つ手がなくなってしまうのですが、京都市全域の使い方を考えるという意味においては再考していくべきではないかなと考えています。

もう1つ、例えば東寺の所で、資料では用途地域の規制の絵と景観地区の規制の絵が別々に書いてありますが、現実的にはこれを2つ組み合わせると景観というものができていくわけです。だから景観でできる以上のこと、例えば目の前にパチンコ屋があっては困るわけで、ふさわしくないものが目の前にあるということになります。それに景観だけで戦おうと思えば、高さを低くしてとか看板を大人しくしてという話しかできない。そういうふさわしくない建物、そのお名前を付けるものについてはふさわしいものに限るべきだろうというのと同じように、門前にふさわしくない用途のものはご遠慮願えるようにしなければいけないのではないかと思います。

あと1点、東寺の資料には戦後の話しか書いていませんが、東寺といえば平安時代からある非常に貴重な歴史的な資産でもあるわけで、例えば蓮花門、慶賀門や東大門の前の道は、全部平安時代の条里に沿っているというか、それが基準になっている道なので、こういう門前に広がる道も同様に、何らかの景観を守っていけるようになっていければいいなと思います。価値付けを戦後だけから見るのではなくて、創建当時からもきちんと見ていくという、そういう資料の作り方が望まれるのではないかと思います。以上です。

座長：ありがとうございました。今お二方から、土地利用あるいは都市計画全体に関わる京都の都市ビジョンに対してどういう施策を打っていくかというご指摘をいただきました。そういうトータルなビジョンの中で考えていく必要がある、それと伝統を考えるべきで、景観だけではなくもう少し大きなところで考えようということですね。

委員：造園やランドスケープという観点で今回の検証を、特に意味や価値を考えながら歴史的景観という部分で見えていきますと、とても基本的なことですが、地形や空間構造がどうなっているのかとか、その場所にある自然資源をどう使うか、管理しているかという観点から、特に三山の周辺や川の傍とか樹林地が残っている所等をもっと意識的に考えていただくことを踏まえて対応と一緒に考えていけ

るといいのではないかなと思います。歴史的景観ということ言うと、上手に骨格を生かしながら、時代の中でそれを見極めて上手く風景計画とかデザインをしてきた。京都は本当に平安時代くらいまで遡れるわけですね。嵐山とかを見てるとそういう研究の中で言える部分があるのですが、そういう非常に示唆に富んだ歴史があって、空間の使い方があるので、今の都市の建物のことはとても大事だと思いますが、もう少し基盤にある部分を想定したような考え方ができないといけないのではないかと感じています。

100年後をどうするかというのを考えた時に、樹木や樹林地、例えば今回の大徳寺や東寺、他の三山を見ても、古都保存法などの法律がかかっている所は別として、生産緑地となっている田んぼ含めて、このままでいくとどんどんなくなっていく方向が強いのではないかなと思います。今のような規制の中では量的なものは確保できても、質的なものや、この場所にこれがあることに意味があるという部分を何とかできるような縛りがほとんどないように感じていますので、対応策の中で「樹木・緑地に対する支援」とありますが、これが本当に生きていくためにはどうするかということを、規制の部分も含めて一緒に考えていかないといけないのではないかと感じています。

座長：今の話は大事なご指摘で、具体的方策の「各地域の歴史的資産の価値や景観の特性を市民・事業者と共有する仕組み」という項目に入ってきます。やはりその地域を守るだけじゃなくて、大切にしていかななくてはいけない地域資源とか景観資源とか、そういうまだ言葉になっていないもの、失われて初めて気が付くようなもの、名付けられていないものが結構沢山あると思うので、寺社共同でみんな進めていかななくてはいけない課題だと思います。

時間が3時15分までということなので、資料3、資料4をご説明いただいた後に、また全体を含めた議論に戻りたいと思います。よろしくお願いします。

(3) その他

ア 配付資料：「3 京都市の現行の景観審査について」、「4 「地域景観づくり協議会」制度」の内容を説明（京都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答

座長：ありがとうございました。残りの時間は、今の報告はもちろんです、これまでの議論を踏まえての意見交換の時間としたいと思います。ご意見等がございましたらご発言願います。

委員：うちの本堂は1597年に建っているのですが、これは別の塔頭の本堂を移築したものです。お茶室でも移築によるものは結構あると思います。それから、今ある町家を有効利用することを議論されていますが、どうしてもその土地が必要で

あると、泣く泣く壊さざるを得ないという方は沢山いらっしゃると思います。それを無償で他に移築するとか、必要な部分だけ無償でもらって来るとかいう形で、逆に町家みたいなところに住みたいという人も結構おられると思うのです。あるものをそのままその場所で生かすというのも1つの方法かと思います。ただ、町家はバラして持って運ぶような形にできていると思いますが、他に持って行くもしくは一時的にどこかにプールしておくとか、使いたいパーツだけ持って行ってもらって安く再利用してもらおうとか、そういうことはできないのですか。

座長：やっています。古材文化の会（旧古材バンクの会）もやっています。

委員：我々、京町家再生研究会が京都の釜座でも、奈良県の町家から柱などをいただいて使っています。大きい所だと、祇園祭山鉦連合会の元会長の深見先生のご実家の深見邸というのが、安井壘工務店が保管しています。

委員：何故それを言ったかという、この間、妙心寺の真ん前にあった良い町家が泣く泣く壊されて今は更地になっているのです。その方は知らなかったのでしょうか。情報が行ってないということですよ。私も委員をやらせていただきながら知らなくて非常に恥ずかしい限りですが、せっかくそういう仕組みがあるのであれば、全部の町家のポストに情報を入れていくとかすれば、やってみようとする人が出てくるかもしれないなと思いました。

座長：ある所で壊したものをこっちで使って部分的に色々やったりしているのですが、意外と知られていないのですね。それはぜひそうした方がいいと思います。他にいかがでしょう。

委員：お聞きしたいのは、景観政策課で今回こういう形で歴史的景観の保全に関しての色んな政策の展開をするわけですが、例えば樹木のことだったらみどり政策推進室とか、色んな場所の意味を考えると文化財関係とか、個別にはとてもきちんと取組んでいらっしゃると思うのですが、本当にこれから新しい施策を展開してそれなりに有機的にいくために、組織的にどういう形で上手く機能できるようになるのか、その辺の可能性についてお聞きしておきたいです。

事務局：今言われたように、組織として今すぐに形というわけではありませんが、その都度連携させていただきながら、色んな事象について対応しているというのが現状です。それぞれの局が違いますので、1つになるのはなかなか難しいですが、密な連携というところで対応しているということでご理解いただければ思っております。

データベースのようなものを各所属が持っているのですが、オープンにできない、実は文化財的な価値があるけれども所有者の同意をもらえていないとか、そういった情報をできるだけ情報共有し始めてきたかなというところです。この事業の中で、文化財保護課から情報をもったりする中で、実はこれはそういう候補のものだったのかと我々が知ることもできましたし、そういう意味では、みど

り政策推進室も含めてそれぞれの担当が実は温めている情報、データベースを一定共有できる環境が段々できて、これからも作っていかねばいけないと考えているところです。

座長：実際に、私のフィールドとしている修徳学区で、地域景観づくり協議会の第1号の指定を受けて活動されていますが、現実に行ってみると、具体的な建築案件が起こってから議論を始めるのでは遅いのです。意見交換が中高層説明会のような形になって、あれをこうしてくれ、これやってくれみたいな話になってしまうからです。だから問題が起こる前に、各地域の中で何が良き景観で何が大切なのか、歴史はどうなっているのかということ勉強するような会を作って、できたらその通りとか境界のビジョンを作っておいて、案件が来たら「これがうちの町だ」と言えるようにしたいと、何年か経ってようやくそういうことを言い始めています。

そういう意味では、各エリアで、お寺さんや神社さんと地元のコミュニティが一緒になって話し合い、歴史を勉強しておくことは絶対やっておいた方がいい。新しい案件が来たらそれを言えばいい。意外と業者さんは、例えばコンビニなんかでもコミュニティでまとまって言えば色を変えてくれるところが多いと思います。色を塗るときにちょっと変えるだけですむことです。皆さんがまとまって言ってくれれば話は簡単だといってしてくれることも結構あります。だから本当は普段から守りじゃなくて攻めるというか、勉強しておくことはとても大事なことというのが、やってみての印象です。

委員：今のお話は、歴史まちづくり協議会が歴史まちづくり法に基づいて動いていて、あの時も景観政策課と文化財保護課が同席してくれました。みどり政策の部分の参画が少し遅れているかなという感じはしますが、正に歴まち法の本質通り、文化財行政の部分と景観行政の部分が上手く連携していて、特に文化財保護課が京都を彩る建物、京都をつなぐ無形文化遺産という制度を作ってきて、今度さらにそれを拡大して京都遺産を新しく創設するわけですが、そこから広げていくことを景観政策課が具体的に進めています。市民から、この建物が大事だということで「京都を彩る建物」に推薦していただくと、3から4年後に景観政策課で景観重要建造物に指定するというところもあるし、それに届かないものは限界景観建造物で拾っていただくということがあって、その部分では実に良い連携ができています。最終、重点地区として歴まち法の定めの中でやっていくと、数年後にはそれが景観地区として見直されてくるということで動いてくるようになると思います。大きな方針が歴まち法で定められている、それが数年後に景観政策になってくる、市民が見つけた何か残したい建物とか、庭園というのがありますが、それが景観法上登録される、それがやがて文化財になってくるということもあります。一度その全体像を、局・部を乗り越えてどのように連携しているか市民に分

かるような図にすると良いと言ったのですが、歴まち法の範囲の中では今年度はできなかつたようで、来年度以降になるそうです。京都は全国的には珍しい文化財と都市計画の連携ができています。他の都市ではなかなかここまで上手くいっていないと思いますし、京都の場合、現場が沢山あるので、そういう意味で少し新しい動きがあることもまた事実だと思います。

委員：京都遺産や文化財の指定・登録制度がありますが、今後、例えば10年、20年、30年後の将来に登録され得るようなものについて、事前に何か対策をする必要があるのではないかと思います。我々は今、直近の課題と、数年先のことを見据えて議論していますが、例えばアメリカでは建物が50年経過したら自動的に登録される制度になっています。京都も100年残る歴史的景観もあれば、20から30年経ったらなくなってしまう景観もあるのではないかと思います。さらに新しい歴史的景観が20年、30年先にできる可能性があるわけで、その新陳代謝の中で将来を見据えるという枠組みがこの中にはないのではないかと思いますのですが、その辺りは随時対応になるのでしょうか。

座長：昔、「近代建築総覧」というのを日本建築学会が作って、随分有効に機能しました。私は建築学会の近畿支部長を務めています。歴史部会がとても頑張ってくれるので、それを支援するかたちで努力していますが、時々その要望を受け取る側にも回ったりするので大変です。しかし今は、建物が潰れそうになった段階で動いていて、事前に機能するような新しいバージョンのリストができていないのです。そういうのも大事だと思います。

委員：歴まちの計画、景観の計画、みどりの計画など色んなものが並行して動いていることを認識しました。これまでは事業ベースのことで走り、計画が見捨てられていたところもありますが、事業ベースでもものが動く状況でもなくなり、こうした計画の中の位置付けが重要になってきています。あちこちで計画を作っているけれども、おそらく上手く連携しないがために、選択的投資をしていく時の対象が上手く選べていないのではないかと感じたところです。資産系の保存対象の細かい価値調査までできなくても早くリストを作ってみるという方策は、保全対象自体がなくなっていっている中でとても大事なことだなと思いました。

意味や価値の問題は歴まち等でもやっているし、景観が一番やっていないのかもしれないけど、大変な蓄積が京都にはあると思います。今、その見方が変わってきていると思います。これまでのような歴史の見方ではなく、歴まちの視点から見る歴史、まちづくりから見る歴史なども変わってきているものの1つだと思う。でもやはり京都のベースには非常に学術的に安定した歴史的価値というものがあると思うので、そこは共有できるようにしておかないと全部バラバラになっていきそうな感じがして、少し怖いなという気がします。

自然と歴史の関係とか、地形などの自然環境との関係の中で人がどう生きてき

て、次に21世紀後半に向かってどういう風に生きていくのかというあたりは、新しい課題と言えば新しい課題だと思います。その文脈の中での価値の付け方はまだこれからで、それぞれ今取り組んでいる状況なのかなと思います。そうしたことを踏まえて、寺社の問題も位置付け、今持っているツールをもう一度点検するかなという気がしています。要は様々な方向を向いて走っている計画を、何とか上手く整合は取れないものか。それによって、効果的に投資ができるのではないかと感じるところです。

変化していくことを前提にしたようなツールの運用のあり方を考えていくことが必要かなと思います。景観的には用途に関するツールがないのが実態で、ここについては総合的な都市計画として制御がしているのかなと思います。あるいは地区ごとにベースとなる何かを作っていくとかね。地区ベースでいくのか全体像をまず作るのか、そうした計画の作り方も議論としてあるのかなと思いました。

座長：ありがとうございます。

少し気になっているのは、東京オリンピック・パラリンピックがあるので、その影響が観光客なり何なりの形で京都にも出てきます。京都府と京都市が連携して「京都文化フェア」を企画しています。2016年のリオ五輪が終わった後の4年間は日本がイベントを行う権利を得るので、東京文化資源会議や、京都府・京都市も一緒になって行う動きがあり、民泊の問題等も明らかに出てくるので、この寺社の周辺にはそういう類の問題が急速に出てくると思います。この寺社問題は直近ではあるけれども、オリンピックの問題との連携も少し考えておかないといけないということは申し上げておきたい。

時間がちょうど3時15分になりました。議論はまだ尽きませんが、本日の議題はこれくらいで終えたいと思います。本日も数々のご意見が出てまいりましたので、事務局におかれましてはこれを参考にして事業を進めていただければと思います。それでは議事の進行について事務局にお返しいたします。

事務局：はい。委員長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたるご審議どうもありがとうございました。以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —